かつ市議会第210回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

平成23年12月16日(金曜日)午前10時開議

◎諸般の報告

第1 下北地域広域行政事務組合議会議員の選挙

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第2 議案第45号 むつ市情報公開・個人情報保護審査会条例
- 第3 議案第46号 むつ市暴力団排除条例
- 第4 議案第47号 むつ市情報公開条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第48号 むつ市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第49号 むつ市税条例等の一部を改正する条例
- 第7 議案第50号 むつ市税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第51号 むつ市立学校設置条例及びむつ市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第52号 むつ市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第53号 工事請負契約について

(関根漁港施設災害復旧工事に係る工事請負契約を締結するためのもの)

- 第11 議案第54号 指定管理者の指定について
 - (むつ市海と森ふれあい体験館の指定管理者を指定するためのもの)
- 第12 議案第55号 指定管理者の指定について

(むつ市介護老人保健施設やげんの指定管理者を指定するためのもの)

- 第13 議案第56号 指定管理者の指定について
 - (むつ市心身障害者ふれあいの家の指定管理者を指定するためのもの)
- 第14 議案第57号 指定管理者の指定について

(大畑中央公園外1施設の指定管理者を指定するためのもの)

第15 議案第58号 指定管理者の指定について

(脇野沢瀬野牧野外9施設の指定管理者を指定するためのもの)

第16 議案第59号 指定管理者の指定について

(むつ市大畑木材工芸センターの指定管理者を指定するためのもの)

第17 議案第60号 指定管理者の指定について

(むつ来さまい館外2施設の指定管理者を指定するためのもの)

第18 議案第61号 指定管理者の指定について

(むつ市奥薬研修景公園外1施設の指定管理者を指定するためのもの)

第19 議案第62号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務

組合規約の変更について

第20 議案第63号 市道路線の廃止について

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長(山本留義) ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長(山本留義) 議事に入る前に諸般の報告を 行います。

まず、12月7日、各委員会に付託いたしました 議案の審査結果について、総務教育、産業建設、 民生福祉の各常任委員長からそれぞれ会議規則第 104条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出 がありました。なお、報告書はお手元に配布して おりますので、ごらん願います。

次に、12月13日の川下八十美議員の一般質問に おいて発言のありました議事進行については、先 ほど開催されました議会運営委員会で協議した結 果、川下八十美議員の発言には問題はないことと 確認されましたので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長(山本留義) 本日の会議は議事日程第6号 により議事を進めます。

○日程第1 下北地域広域行政事務組 合議会議員の選挙

○議長(山本留義) 日程第1 下北地域広域行政 事務組合議会議員の選挙を行います。

本件は、むつ市議会選出の組合議員に1名の欠 員が生じましたので、これを補充するため下北地 域広域行政事務組合規約第6条第2項の規定に基 づき選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地 方自治法第118条第2項の規定により指名推せん とし、議長から指名したいと思います。これにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については指名推せんとし、議長から指名することに決定いたしました。

下北地域広域行政事務組合議会議員に斉藤孝昭 議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました 斉藤孝昭議員を下北地域広域行政事務組合議会議 員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました斉藤孝昭議員が下 北地域広域行政事務組合議会議員に当選されました

ただいま下北地域広域行政事務組合議会議員に 当選されました斉藤孝昭議員が議場におられます ので、本席から会議規則第32条第2項の規定によ り告知をいたします。

◎日程第2~日程第22 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長(山本留義) 次は、日程第2 議案第45号 むつ市情報公開・個人情報保護審査会条例から、 日程第22 議案第69号 平成23年度むつ市介護保 険特別会計補正予算までの21件を一括議題といた します。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から 報告を求めます。 まず、議案第45号、議案第47号から議案第52号、 議案第54号及び議案第62号について、総務教育常 任委員長の報告を求めます。総務教育常任委員長。

(10番 石田勝弘議員登壇)

○10番(石田勝弘) 総務教育常任委員会に付託されました議案9件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月7日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりでありますが、付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる 質疑等について申し上げます。

初めに、議案第45号 むつ市情報公開・個人情報保護審査会条例についてでありますが、理事者側から、むつ市情報公開条例に基づいて設置されているむつ市情報公開審査会とむつ市個人情報保護審査会を統合し、むつ市情報公開・個人情報保護審査会を設置するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、現在設置されている2つの審査会と新しく設置される審査会の委員の構成について質疑があり、理事者側から、現在設置されている2つの審査会は、どちらも5人で、委員については兼務となっている。また、現在の2つの審査会は審議する内容が密接に関係することから、平成18年度にむつ市個人情報保護審査会を設置した段階から兼務としているので、新しく設置される審査会の委員については、現在の委員がそのまま継続することになるとの答弁がありました。

次に、議案第47号 むつ市情報公開条例の一部 を改正する条例についてでありますが、理事者側 から、むつ市情報公開・個人情報保護審査会の設置に伴う条文整備をするほか、情報公開制度を充実させるためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、コピー代の費用負担についての質疑があり、理事者側から、コピー代については、規則、要綱等で規定しているが、平成24年4月から引き下げる予定であるとの答弁がありました。

次に、議案第48号 むつ市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてでありますが、理事者側から、むつ市情報公開・個人情報保護審査会の設置に伴う条文整備をするほか、個人情報保護制度の円滑な運営を図るためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、新たに口頭による開示請求等とあるが、電話でも可能なのかとの質疑があり、理事者側から、口頭による請求があった場合は、本人確認が必要であるとともに、ただちに開示することとしていることから、電話による請求は認めていないとの答弁がありました。

次に、議案第49号 むつ市税条例等の一部を改正する条例についてでありますが、理事者側から、平成23年6月30日の地方税法等の一部改正に伴い、個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円へ引き下げるとともに、市民税等の不申告に係る罰則の強化等、所要の条文整備をするためのものであるとの説明がありました。

これに対し複数の委員から、不申告の件数及び不申告に対する罰則の適用についての質疑があり、理事者側から、3月中旬の申告期限での不申告は約800件であるが、不申告により過料を受ける人はほとんどいないとの答弁がありました。

次に、議案第50号 むつ市税の徴収等の特例に 関する条例の一部を改正する条例についてであり ますが、理事者側から、住民基幹システムの更新 に伴い、集合税方式を廃止し、単税方式として、 現在4期となっている市外の個人及び法人の納期 を、市内の個人と同じく8期に統一するためのも のであるが、集合税方式は、むつ市独自の運用で あり、複雑高度化する税制改正への対応が非常に 困難な状況になってきているので、標準仕様の税 システムを導入することにより、さらなる住民サ ービスの向上が図られるとの説明がありました。

これに対し委員から、複数の納付書を送付することになれば郵送料が増加するのではないかとの質疑があり、理事者側から、郵送料だけを考えれば経費は増加するが、一番のメリットは、税制改正等に伴い毎年のように税システムの更新が必要となるが、標準仕様の税システムであればシステム更新が200万円から300万円で済むものが、当市の場合は独自のシステムを運用しているため、3,000万円から4,000万円かかる場合があるので、標準仕様の税システムにすることによりシステム更新にかかる経費が削減されるとの答弁がありました。

次に、議案第51号 むつ市立学校設置条例及びむつ市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例についてでありますが、理事者側から、城ケ沢小学校が平成24年3月31日をもって閉校し、4月1日から大湊小学校へ統合することに伴い、学校設置条例から城ケ沢小学校を削除するとともに、大湊中学校と城ケ沢小学校へ学校給食を提供している西通地区学校給食共同調理場は城ケ沢小学校の閉校により共同調理場でなくなることから、むつ市学校給食共同調理場条例から当該共同調理場を削除するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、大湊中学校への給食の提供と職員の変動についての質疑があり、理事者側から、共同調理場は大湊中学校に設置されており、

来年の4月からは単独で行うことになる。また、 共同調理場の場合は設置基準により県費負担の栄養士が配置されているが、単独校で給食数が500食 未満の調理場については、栄養士を配置しないこととなっており、調理師が献立を作成することになるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、500食未満でも栄養士が 管理するべきではないかとの質疑があり、理事者 側から、市としては、献立の作成については給食 数にかかわらず栄養士による作成が望ましいと思 っているとの答弁がありました。

次に、議案第52号 むつ市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、理事者側から、災害弔慰金の支給対象者の範囲に、死亡者の配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれも存しない場合に限り兄弟姉妹を追加するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、支給の対象となる災害の 種類についての質疑があり、理事者側から、暴風、 豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常 な自然現象と定義しているとの答弁がありまし た。

次に、議案第54号 指定管理者の指定についてでありますが、理事者側から、平成24年4月1日から平成27年3月31日まで、むつ市海と森ふれあい体験館の指定管理者に、特定非営利活動法人シェルフォレスト川内を指定するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、この指定管理者を選定した理由及び冬期間の活動についての質疑があり、理事者側から、応募した2団体について選定委員会で選定基準に従い評価、評点した結果、もう一団体を上回ったためであり、冬期間は外での活動がなかなかできないこともあり、貝などの展示や、夏場に行った活動の講演等を行っているとの答弁

がありました。

また、別の委員から、海に関する活動が多く、 森の活動が少ないのではないかとの質疑があり、 理事者側から、今回の公募に当たり、野山での自 然学校及び恐山旧参道の散策などを指定事業のメ ニューとして加えているとの答弁がありました。

また、別の委員から、利用料金収入の増加について提案はあったのかとの質疑があり、理事者側から、民間のノウハウを入れた収益は指定管理の中で認めており、経営努力で頑張ってもらいたい。また、指定事業及び法人の自主事業等で集客につなげてほしいと伝えているとの答弁がありました。

さらに複数の委員から、新しい発想を取り入れ ていくようなシステムづくりを今後検討してほし いとの意見がありました。

次に、議案第62号 青森県市町村総合事務組合 を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町 村総合事務組合規約の変更についてであります が、理事者側から、平成24年4月1日から構成団 体として弘前市を加入させ、並びに共同処理する 事務のうち市町村税等の滞納整理に関する事務に 弘前市、黒石市、五所川原市及び三沢市を加える ためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、規約の変更について、国 民健康保険法第76条に規定する保険料とあるが、 なぜ弘前市等が加入する段階でこれが付け加わる のかとの質疑があり、理事者側から、青森県市町 村総合事務組合は平成19年に4つの一部事務組合 が合併したものであるが、この規約の変更はその うちの滞納整理事務に係る部分であり、この事務 には当市は加入しておらず、詳細については把握 していないが、滞納処分の実施に関する事務に係 る条文整備と思われるとの答弁がありました。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長(山本留義) これで総務教育常任委員長の 報告を終わります。

次は、議案第53号、議案第58号から議案第61号、 議案第63号及び議案第64号について、産業建設常 任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員会 委員長。

(18番 大瀧次男議員登壇)

○18番(大瀧次男) 産業建設常任委員会に付託されました議案7件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月7日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりでありますが、付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる 質疑等について申し上げます。

初めに、議案第53号 工事請負契約についてでありますが、理事者側から、平成23年3月11日の大震災で、関根浜漁港施設の第3西防波堤の本体が沈下、破損し、また消波工も沈下したため、この復旧工事として防波堤の撤去、新設及び上部工のかさ上げを行い、また消波工を新設して従来の効用を発揮するように復旧するためのもので、現在仮契約を締結しており、本議案の可決を経て、工事着手となるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第58号 指定管理者の指定について でありますが、理事者側から、平成24年4月1日 から平成27年3月31日まで、脇野沢瀬野牧野ほか 9施設の指定管理者に社団法人むつ市脇野沢農業 振興公社を指定するためのものであり、応募者は 当該法人のみで、10月6日及び19日の選定委員会 を経て選定したとの説明がありました。

これに対し委員から、利用状況等についての質

疑があり、理事者側から、牧野の延べ利用頭数は、 平成20年度が9,865頭、平成21年度が9,513頭、平 成22年度が9,287頭で、3年間の平均では9,555頭 となっている。また、利用農家数については、ス タート時点では十数戸あったが、現在は2戸であ るとの答弁がありました。

これに対し同じ委員から、利用者が限られているのであれば、その方に任せるというような考えはないのかとの質疑があり、理事者側から、利用効率だけを考えて廃止するというようなことは簡単にはできないと考えている。また、建物が新しければどこかに移管することも可能かもしれないが、現状では難しいと思っているとの答弁がありました。

さらに別の委員から、脇野沢農業振興公社と行政の関係、累積赤字等についての質疑があり、理事者側から、平成17年の合併までは旧脇野沢村から赤字補てんの補助金を支出していたが、合併後は補てんをしていないので、現在5,500万円ぐらいの赤字になっている。ただ、3年ぐらい前までは単年度で1,500万円から2,000万円ぐらいの赤字だったが、昨年は二百数十万円と赤字の幅は着実に減ってきている。また、人件費削減のため事務局に市から職員を1人派遣しており、赤字削減のための計画も作成しているので、それに沿って徐々にそういう方向に持っていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第59号 指定管理者の指定について でありますが、理事者側から、平成24年4月1日 から平成27年3月31日まで、むつ市大畑木材工芸 センターの指定管理者に大畑ひば工芸研究会を指 定するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、この施設は指定管理にな じむ施設ではないと思うが、非公募で引き続き指 定管理とする理由についての質疑があり、理事者 側から、指定管理とすることについては若干の疑 問は持っているが、前回も非公募でお願いしたという経験があり、木材利用や木工加工の振興のためになくてはならない施設であり、徐々に一般の利用者もふえていることから継続したいと考えているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、指定管理の趣旨という原 点に返って、民間移譲または無償譲渡についても 検討すべきではないかとの質疑があり、理事者側 から、この指定管理が始まったときは直営か指定 管理かどちらかだったが、今は若干変わってきて 委託もあり得るということにもなっている。指定 管理者にもそういう考えがあることも伝えてお り、この3年間で検討していきたいとの答弁があ りました。

次に、議案第60号 指定管理者の指定についてでありますが、理事者側から、平成24年4月1日から平成27年3月31日まで、むつ来さまい館ほか2施設の指定管理者にむつ商工会議所を指定するためのもので、公募を行ったが応募者がなかったことから、むつ商工会議所を指名し、協議を続け指定管理者として指定することとしたものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、指定管理料と収入、人件 費等についての質疑があり、理事者側から、指定 管理料は建物を管理するだけの料金であり、人件 費はそれぞれの施設で働く9人分で、それ以外の 商工会議所の職員は入っていない。

また、収入は利用料収入であるが、指定管理料の算定において、その取り扱いには2つの方法があり、利用料収入を指定管理者の収入としてその分を差し引いて算定する方法、もう一つは利用料収入を市の一般会計に入れて、利用料収入を算入しない方法であるが、市の一般会計に入れる方法では、頑張って利用料収入を上げても指定管理者の収入はふえないので、市では指定管理者の収入としているとの答弁がありました。

さらに別の委員から、収入が収支計画より多かった場合の取り扱いについての質疑があり、理事者側から、黒字になった場合は指定管理者の収入となるが、そのかわり赤字になっても市は原則として補てんしないとの答弁がありました。

次に、議案第61号 指定管理者の指定について でありますが、理事者側から、平成24年4月1日 から平成27年3月31日まで、むつ市奥薬研修景公 園と新たに加えたむつ市営薬研温泉露天風呂の指 定管理者に大畑町商工会を指定するためのもので あるとの説明がありました。

これに対し委員から、この件も非公募だが、指 定管理になじむのか、委託でもいいのではないか との質疑があり、理事者側から、前回は公募した が応募がなく、今回は非公募であるが、夫婦かっ ぱの湯は有料で、レストハウスもあるので、ある 程度の集客と利益は見込めるということで指定管 理に至ったものであるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、管理方法等についての質 疑があり、理事者側から、今年度屋根をかぶせた 元祖かっぱの湯は、今までは掃除だけで、管理人 がおらず、盗難とか、男女で分けている入浴時間 が守られないというような苦情がレストハウスへ 行くというようなことから、一体で管理をしても らうに当たっては、連絡のためのインターホンを つけ、男女別の入浴時間についての放送が流れる ようにし、また新たに元祖かっぱの湯を見回って もらうこととしているとの答弁がありました。

別の委員から、指定管理全体をこの辺でもう一度検討する考えはないのかとの質疑があり、理事者側から、平成18年度に始まった当初は二者択一のようなところがあったので、徐々にこの施設はなじまないのではないかという施設も出てきている。指定管理はいろいろなアイデアとか企画を出して、市で管理するよりもはるかに違うことができるというフットワークを民間に望んでいる制度

なので、それをやっていかないのであれば、考え 直さなければならない時期が来ると思うとの答弁 がありました。

次に、議案第63号 市道路線の廃止についてでありますが、理事者側から、南町連絡1号線について市有地道路の整備完了に伴い終点を変更し、再認定をするために廃止するものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第64号 市道路線の認定についてでありますが、理事者側から、議案第63号で廃止をする南町連絡1号線を再度市道認定するとともに、道路整備が完了した市有地道路及び開発行為による道路敷地の帰属したもの、また寄附採納のあった路線等の9路線を市道認定するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、寄附採納についての質疑があり、理事者側から、寄附採納は内田団地の4路線である。また、寄附に係る要綱があり、基本的には6メートル幅で、路盤改良をして側溝も入っているというのが原則であるとの答弁がありました。

質疑等については以上でありますが、最後に各委員から、指定管理者制度を適用するに当たっては、この制度が本当になじむ施設であるのかどうかをもう一度根本的に検討してほしいとの意見がありました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長(山本留義) これで産業建設常任委員長の 報告を終わります。

次は、議案第46号、議案第55号から議案第57号 及び議案第69号について、民生福祉常任委員長の 報告を求めます。民生福祉常任委員長。

(20番 佐々木隆徳議員登壇)

○20番(佐々木隆徳) 民生福祉常任委員会に付託

されました議案5件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月7日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりでありますが、付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる 質疑等について申し上げます。

初めに、議案第46号 むつ市暴力団排除条例についてでありますが、理事者側から、本年7月1日から施行されている青森県暴力団排除条例にならい、むつ市においても、その目的・理念に同調し、施策・役割・対応等を規定するために制定するものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第55号 指定管理者の指定について でありますが、理事者側から、むつ市介護老人保 健施設やげんの指定管理者を指定するためのもの であるとの説明がありましたが、委員からの質疑 等はありませんでした。

次に、議案第56号 指定管理者の指定について でありますが、理事者側から、むつ市心身障害者 ふれあいの家の指定管理者を指定するためのもの であるとの説明がありましたが、委員からの質疑 等はありませんでした。

次に、議案第57号 指定管理者の指定について でありますが、理事者側から、大畑中央公園ほか 1施設の指定管理者を指定するためのものである との説明がありました。

これに対し複数の委員から、人件費のうち理事 長分の取り扱いについての質疑があり、理事者側 から、あくまでもスポーツ関係施設の管理に従事 する事務局長以下9名分の人件費の提案であり、 理事長の人件費は含まれていないとの答弁があり ました。

さらに別の委員から、理事長の人件費が含まれ ていないということは従事割合が全くないという ことになるが、応募団体の業務形態と理事長とい う職務から、従事割合が全くないとは考えられな い。応募団体からの提案だけでなく、行政側も実 態に沿った積算をするべきであるとの意見があり ました。

また、同じ委員から、冬期間は日没時刻も早く、施設閉鎖後バス停からあさひな丘プールまでの間が真っ暗であり、施設管理の観点からも通路の照明点灯時間を検討すべきではないか、また大畑中央公園のトイレ改修工事の進捗状況についての質疑があり、理事者側から、通路の照明については、今後調査をさせていただきたい、また震災の影響で資機材の搬入が困難となり、事故繰り越しとしておりましたトイレ改築工事については、本日12月7日に入札を執行し、明日契約締結予定で、工期は年度内としているとの答弁がありました。

次に、議案第69号 平成23年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてでありますが、理事者側から、要介護認定に係る訪問調査件数の増加に伴い調査費等に要する経費として104万円を増額補正するもので、財源については一般会計からの繰入金であるとの説明がありました。

これに対し委員から、旅費の増額についての質疑があり、理事者側から、介護認定調査を行う調査員の報酬と費用弁償を申請件数の増加に応じて増額するものであるとの答弁がありました。

また、別の委員から、年間の調査件数についての質疑があり、理事者側から、平成21年度は3,649件、平成22年度は3,670件となっているとの答弁がありました。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長(山本留義) これで民生福祉常任委員長の

報告を終わります。

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時55分まで暫時 休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時56分 再開

○議長(山本留義) 休憩前に引き続き会議を開き ます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました21議案について は、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いま すので、ご了承願います。

◇議案第45号

○議長(山本留義) まず、議案第45号 むつ市情報公開・個人情報保護審査会条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第46号

○議長(山本留義) 次は、議案第46号 むつ市暴

カ団排除条例について、民生福祉常任委員長報告 に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第47号

○議長(山本留義) 次は、議案第47号 むつ市情報公開条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されま

した。

◇議案第48号

○議長(山本留義) 次は、議案第48号 むつ市個 人情報保護条例の一部を改正する条例について、 総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。 質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第49号

○議長(山本留義) 次は、議案第49号 むつ市税 条例等の一部を改正する条例について、総務教育 常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第50号

○議長(山本留義) 次は、議案第50号 むつ市税 の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条 例について、総務教育常任委員長報告に対し、質 疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第51号

○議長(山本留義) 次は、議案第51号 むつ市立 学校設置条例及びむつ市立学校給食共同調理場条 例の一部を改正する条例について、総務教育常任 委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で 質疑に入ります。 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よっ て、議案第51号は委員長報告のとおり可決されま した。

◇議案第52号

○議長(山本留義) 次は、議案第52号 むつ市災 害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する 条例について、総務教育常任委員長報告に対し、 質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よっ て、議案第52号は委員長報告のとおり可決されま した。

◇議案第53号

○議長(山本留義) 次は、議案第53号 工事請負 契約について、産業建設常任委員長報告に対し、

本案は、関根漁港施設災害復旧工事に係る工事 請負契約を締結するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よっ て、議案第53号は委員長報告のとおり可決されま した。

◇議案第54号

○議長(山本留義) 次は、議案第54号 指定管理 者の指定について、総務教育常任委員長報告に対 し、質疑に入ります。

本案は、むつ市海と森ふれあい体験館の指定管 理者を指定するものであります。

質疑の通告がありますので発言を許可します。 16番半田義秋議員。

- ○16番(半田義秋) 石田委員長さんに1つだけお 聞きしたいのですけれども、委員会において、こ の議会に提出された資料以外に、この件につきま して何か違う書類の提出があったのかお聞きしま す。例えば役員名簿とか、理事会の回数とか、監 査委員とか、そういうたぐいの書類であります。
- ○議長(山本留義) 10番。
- ○10番(石田勝弘) そのたぐいの提出はございま せんし、お話もありませんでした。

- ○議長(山本留義) 16番。
- ○16番(半田義秋) 私もそうだなと思っておりま した。

先ほど大瀧産業建設常任委員長が委員長報告において、指定管理者制度を適用するに当たっては、この施設が本当になじむのかなじまないのかという意見が多く出されたとありました。私もこのように議会に対して、あなたたちが選定委員会なるものをつくって、この人を選定しましたと議会に出されても、我々はあなたたちから出された資料しか検討するものがないのです。さあ我々が選んだのだから、おまえたち認定しろと、そう言っているみたいです。だから、これに当たっては、それで何か問題があれば、議会が承認したのだから、あなたたちにも責任があるのでしょうと、そのように市民の人たちが言うのです。

そこで、議会にはいいの、この委員会、常任委員会ですから。この委員会に対しては、もっと資料を出して、こうして検討した結果、この人に決定いたしましたというのが本当でしょう。何も我々と同じような資料を委員会に出されて、委員会に検討しろといったって、常任委員会です。常任委員会というのは、いろんな付託された案件を検討する部署でしょう。それを何もない我々と同じような資料で、さあ検討してください、承認してくださいといったって、これはとても無理な話なのです。

それで、この施設は人件費が700万円以上ある。 市長、こういう優秀な人物であったら、採用した らいいでしょう、採用。冬期間。何もないのです。 市で採用したらいいでしょう、市役所の職員とし て。そうすれば、冬の間もそういう優秀な人物を ただあそこに置いていないで、冬の間でも、採用 すれば使えるわけでしょう。私はそれがもったい ないと思うの、年は年でも。特別採用ですればい いし、そうでなかったら、金出して臨時職員にで もすればいいのだし、私は彼はもったいないと思う、夏だけ活用させるのは。何ら年収700万円あれば、一般職員と変わらないでしょう、年収は。特別安いわけではないのだ。その人を、ただ夏の間だけ稼がせておいて、冬の間は眠らせておくというのは、そういうもったいないことはしないでください。だから、これは指定管理になじまない施設だと私は思っている。

以上です。それに対して何かありましたら言ってください。

- ○議長(山本留義) 半田義秋議員、先ほど私休憩中に言いましたけれども、委員長報告に対してということでありますので、そのようにさせていただきます。10番。
- ○10番(石田勝弘) ただいまの半田議員のご質問 といいますか、ご意見について、委員長としては 何も申し上げるものを持っておりません。
- ○議長(山本留義) これで半田義秋議員の質疑を 終わります。

以上で通告による質疑を終わります。 暫時休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時14分 再開

○議長(山本留義) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で、総務教育常任委員長に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま せんか。 (「異議あり」の声あり)

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議がありますので、起立 により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の 起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者1人)

議案第54号は委員長報告のとおり可決されまし た。

◇議案第55号

○議長(山本留義) 次は、議案第55号 指定管理 者の指定について、民生福祉常任委員長報告に対 し、質疑に入ります。

本案は、むつ市介護老人保健施設やげんの指定 管理者を指定するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よっ て、議案第55号は委員長報告のとおり可決されま した。

◇議案第56号

○議長(山本留義) 次は、議案第56号 指定管理

者の指定について、民生福祉常任委員長報告に対 し、質疑に入ります。

本案は、むつ市心身障害者ふれあいの家の指定 管理者を指定するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 起立多数であります。よって、 ○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

> これより討論に入ります。討論の通告がありま せんので、ただちに採決いたします。

> 本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま せんか。

> > (「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よっ て、議案第56号は委員長報告のとおり可決されま した。

◇議案第57号

○議長(山本留義) 次は、議案第57号 指定管理 者の指定について、民生福祉常任委員長報告に対 し、質疑に入ります。

本案は、大畑中央公園外1施設の指定管理者を 指定するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よっ ○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で て、議案第57号は委員長報告のとおり可決されま した。

◇議案第58号

○議長(山本留義) 次は、議案第58号 指定管理 者の指定について、産業建設常任委員長報告に対 し、質疑に入ります。

本案は、脇野沢瀬野牧野外9施設の指定管理者 を指定するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よっ て、議案第58号は委員長報告のとおり可決されま した。

◇議案第59号

○議長(山本留義) 次は、議案第59号 指定管理 者の指定について、産業建設常任委員長報告に対 し、質疑に入ります。

理者を指定するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質した。 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よっ て、議案第59号は委員長報告のとおり可決されま した。

◇議案第60号

○議長(山本留義) 次は、議案第60号 指定管理 者の指定について、産業建設常任委員長報告に対 し、質疑に入ります。

本案は、むつ来さまい館外2施設の指定管理者 を指定するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

本案は、むつ市大畑木材工芸センターの指定管 ○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よっ て、議案第60号は委員長報告のとおり可決されま

◇議案第61号

○議長(山本留義) 次は、議案第61号 指定管理 者の指定について、産業建設常任委員長報告に対 し、質疑に入ります。

本案は、むつ市奥薬研修景公園外 1 施設の指定 管理者を指定するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 した。 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第62号

○議長(山本留義) 次は、議案第62号 青森県市 町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増 加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更につ いて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入 ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第63号

○議長(山本留義) 次は、議案第63号 市道路線 の廃止について、産業建設常任委員長報告に対し、 質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第64号

○議長(山本留義) 次は、議案第64号 市道路線 の認定について、産業建設常任委員長報告に対し、 質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第69号

○議長(山本留義) 次は、議案第69号 平成23年 度むつ市介護保険特別会計補正予算について、民 生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。
 - ◎日程第23 議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

◇議員提出議案第4号

○議長(山本留義) 次は、日程第23 議員提出議 案第4号 核燃料サイクル事業を含む原子力政策 の継続と早期提示を求める意見書を議題といたし ます。

提出者から提案理由の説明を求めます。4番佐々木肇議員。

(4番 佐々木 肇議員登壇)

○4番(佐々木 肇) 提出者を代表させていただいて、提案理由の説明を申し上げます。

議員提出議案第4号 核燃料サイクル事業を含む原子力政策の継続と早期提示を求める意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

我が国では、原子力発電を進めていく上で、核燃料サイクルの確立を国の基本方針として進め、本県では、国の基本方針を前提として、これまで25年以上にわたり立地に協力してきたものであるが、もとより、エネルギー資源に乏しい我が国において、核燃料サイクルを含む原子力の利用が不可欠であるとの説明を受け、国策上重要な施設であるとの理由から、原子力発電所や原子燃料サイクル施設の立地を受け入れてきたという重い経緯がある。

平成10年7月、六ヶ所再処理工場に使用済燃料が初めて搬入される際には、再処理されないまま放置されるのではないかという県民の不安が高まり、「再処理事業の確実な実施が著しく困難になった場合には、事業者は、使用済燃料の施設外への搬出を含め、速やかに必要かつ適切な措置を講ずるものとする。」との覚書を締結するに至ったところである。

また、我がむつ市に建設中の使用済燃料中間貯蔵施設についても、最長50年間とされる貯蔵期間の終了までに使用済燃料を施設から搬出する旨の協定を締結しているところである。

なお、歴代の知事と関係閣僚との間では、本県を絶対に最終処分地にはしないとの、確約を取っており、この経緯は重く受け止めているものである。しかしながら、我々むつ市民には、国の原子力政策に不信が広がっており、日本で初めて中間貯蔵施設を受け入れはしたものの、工事は中断され先行きは全く不透明である現状を憂えるものである。よって、雇用や市民経済に及ぼす影響は大であり、1日も早く国の責任において速やかに善後策を講ずるべきである。

今般、政府において核燃料サイクル政策を含む 原子力政策の徹底検証を行う旨の決定がなされた が、原子力施設の立地に当たって、県・市町村は 多くの苦難を乗り越えてきた経緯を政府は重く受 け止めるべきである。

よって、政府においては、今後、核燃料サイク ル政策を含む原子力政策をゼロベースで見直すと しても、本県を含む立地地域におけるこれまでの 経緯、全国に多くの使用済燃料が存在していると いう事実、使用済燃料の対策をなしに原子力発電 を行うことができないという現実等をしっかりと 踏まえ、早期に責任ある見解を示し、立地地域と の信頼回復に全力を尽くすことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を 提出する。

以上が提案理由の説明であります。議員皆様方 のご賛同を心からお願い申し上げます。

○議長(山本留義) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第4号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第4号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

(2番 横垣成年議員登壇)

○2番(横垣成年) 核燃料サイクル事業を含む原 子力政策の継続と早期提示を求める意見書案に対 し、反対討論を行います。

本意見書案は、国策として受け入れてきた経緯と、立地に当たって、県、市町村が多くの苦難を乗り越えてきた経緯を述べ、結論的には原子力政策の継続と早期に責任ある見解を示すよう求めたものであります。

本意見書案では、全国に多くの使用済燃料が存在し、その対策なしに原子力発電を行うことができないという現実を強調しております。使用済燃料が存在し、その対策なしに原子力発電を行うことができないようにしてきたのは、一体だれなのか。原子力発電所を動かせば使用済燃料が発生し、再処理すれば高レベル放射性廃棄物が発生します。その後処理に何の答えも出さないまま原子力発電所を見切り発車させてきたのは一体だれなのか。核燃、原発を動かしたいなら、まず核のごみの後処理に答えを出してから物を言っていただきたい。それが当然であり、当たり前のことではないでしょうか。

日本の原子力発電政策は、安全対策は不十分だ、 トイレなきマンションだと指摘し、安全対策を十二分にとり、トイレをきちんとつくってから、最 終処分場など後処理をきちんと決めてから稼働す べきとして原子力発電所の稼働に、そして危険に 反対してきたのは日本共産党を初め原子力発電所 推進に疑問を持つ多くの人々でありました。今こ の問題で何よりも問われているのは、原子力施設 で過酷事故は起こり得ないとして安全神話にどっ ぷりとつかってきたことへの反省ではありません か。

また、原子力発電所問題で住民を反対、賛成と分断させ、住民の反対を安全神話とともに札束で、原発マネーで一時的な雇用で押しつぶし、原子力発電所を強制してきたことへの反省ではありませんか。同時に、東京電力福島第一原子力発電所事故の収束に万全な体制で臨むこと、放射性物質の拡散により、不安にさらされている多数の地域の人々の安全、農林水産物の安全確保、被害の救済などに全力を尽くすこと、事故の徹底調査、検証や原子力防災対策など、あらゆる角度から全面的に解明するよう求めることなどではありませんか。ひとたび事故を起こせば取り返しのつかない深刻な事態を引き起こし、かつサイクルにならず、後処理もできない核燃、原発は、今や撤退しか道はありません。

原子力委員会が行った意見集約でも、98%が原子力発電所の廃止を求め、再生可能エネルギーへの転換を求めるに至っております。また、連合の会長は定期大会で、最終的には原子力に依存しない社会を目指すとあいさつしました。コスト等検証委員会は、13日、原子力発電所コストは1キロワット時当たり最低、最低です、8.9円と試算し、将来的には風力や太陽光発電など再生可能エネルギーよりも高くなると発表しました。経済的にも成り立たない可能性の大きいエネルギー源となることが明らかとなりました。

今政治は、その国民世論にしっかりとこたえなければなりません。未来に安全、安心なエネルギー源を保証していくことは現在に生きる私たちの

青務であります。

以上の理由により本意見書案に反対いたしま す。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたし ます。

(不規則発言あり)

○議長(山本留義) 静粛に。これで討論を終わり ます。

これより採決に入ります。

議員提出議案第4号についてご異議があります ので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者20人、起立しない者3人)

○議長(山本留義) 起立多数であります。よって、 議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、内閣総理 大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長と したいと思います。ご了承願います。

◎日程第24 各常任委員会の所管事務継続審査について

○議長(山本留義) 次は、日程第24 各常任委員 会の所管事務継続審査についてを議題といたしま す。

各常任委員長から、会議規則第105条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、審査終了まで閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長から申し出の とおり、審査終了まで閉会中の継続審査に付する ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長から申し出のとおり、審査終了

まで閉会中の継続審査に付することに決定いたし ました。

◎閉会の宣告

○議長(山本留義) これで、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第210回定例会を閉会いたします。

午前11時42分 閉会

出席議員(25人)									
1番	上	路	德	昭	2番	横	垣	成	年
4番	佐々	木		肇	5番	Щ	下	八	十 美
6番	目	時	睦	男	7番	村	JII	壽	司
8番	佐	賀	英	生	9番	東		健	而
10番	石	田	勝	弘	11番	菊	池	広	志
12番	斉	藤	孝	昭	13番	濵	田	栄	子
14番	浅	利	竹二	郎	15番	中	村	正	志
16番	半	田	義	秋	17番	村	中	徹	也
18番	大	瀧	次	男	19番	富	岡		修
20番	佐々	木	隆	徳	2 1 番	富	岡	幸	夫

弘

郎

池

井

光

菊

白

23番

25番

欠席議員(1人)

3番 工 藤 孝 夫

田

崎

本

ちよ子

吾

義

健

留

鎌

岡

山

説明のため出席した者

22番

24番

26番

市長	宮	下	順 —	- 郎	副市長	新	谷	加	水
教委委	髙	瀨	厚太	:郎	教 育 長	遠	島		進
公営企業管理者	遠	藤	雪	夫	代 表 監査委員	小	Щ	照	久
総務政策 長	伊	藤	道	郎	財務部長	下	山	益	雄
民生部長	奥	III	清次	以即	保健福祉 長	松	尾	秀	_
経済部長	中	嶋	達	朗	建設部長	山	本	伸	_
川内庁舎所 長	布	施	恒	夫	大畑庁舎所 長	若	松		通
脇 野 沢 庁 舎 所 長	高	坂	浩	Ξ.	会管総政理出 策 案 案	大	橋		誠
選挙 管理会長	成	田	晴	光	監查委員事務局長	石	田	武	男

農	農 業会長 孫局長	手 間	本	富士	二雄	教育部長	产	藤	秀	人
2月 下音	常企業長道長 水 長道長	齊	藤	鐘	司	総政政推 策 進	花	山	俊	春
則 對	才 務 部 文 策 生 進 監	石	野		了	民副市ス課 ポープ ポープ ポープ ポープ ポープ ポープ ポープ ポープ アラス	猪	口	和	則
夏 政 推	建 設 部 女 進	鏡	谷		晃	教委事副川教 員務理 課 育会局事内長	坂	野	幸	三
彩彩	卷 策 第 彩 形 卷 務 課 長	柳	谷	孝	志	総	野	藤	賀	範
財	才 務 部 才政 課 長	氏	家		剛	総 策務 課任	栗	橋	恒	並
事務局	 聞員出席者									
事	事務局長	須	藤	徹	哉	次 長	澤	谷	松	夫
総	总括 主 幹	濱	田	賢	_	主任主査	小	林	睦	子
É	E 任 主 査	石	田	隆	司	主 任	村	П	_	也

第21 議案第64号 市道路線の認定について

第22 議案第69号 平成23年度むつ市介護保険特別会計補正予算

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第23 議員提出議案第4号 核燃料サイクル事業を含む原子力政策の継続と早期提示を求める意見書 【各常任委員会からの申し出】

第24 各常任委員会の所管事務継続審査について

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ